建築基準法施行令第百九条の三第二号ハの技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は建築基準法施行令第百九条の三第二号ハの技術的基準に適合する構造
建築基準法施行令第百九条の九の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は建築基準法施行令第百九条の九の技術的基準に適合する構造
建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造	建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造
建築基準法施行令第百九条の八の技術的基準に適合する構造	建築基準法施行令第百三十六条の二の二の技術的基準に適合する構造又は同令第百九条の八の技術的基準に適合する構造
特定防火設備	特定防火設備
建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備
建築基準法施行令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備又は同令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備
建築基準法施行令第百三十六条の二第三号イの技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、建築基準法施行令第百十四条第五項において準用する同令第百十二条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備又は同令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、同令第百九条の二の技術的基準に適合する防火設備、同令第百三十六条の二の技術的基準に適合する防火設備又は同令第百三十七条の十第四号の技術的基準に適合する防火設備

ル　井戸の位置の変更（くみ取便所の便槽との間の距離が短くなる変更を除く。）

ヲ　開口部の位置及び大きさの変更（耐火建築物若しくは準耐火建築物である畜舎等又は防火地域若しくは準防火地域内にある畜舎等で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当することとなるものを除く。）

ワ　建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く。）

カ　防火地域及び準防火地域外における門又は塀に係る変更

ヨ　第六十九条各号に掲げる法律の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは条例の規定に係る変更であって、この省令又はこれに基づく条例の規定に係る変更を伴わないもの

四　法第三条第二項第五号に掲げる事項の変更のうち畜舎等における一日当たりの滞在者数又は滞在時間（以下この号において「滞在者数等」という。）が減少する場合における滞在者数等の変更であって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第五号の規定に適合することが明らかな変更

2　法第四条第二項の軽微な変更の届出は、様式第八号による届出書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

（交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合）

第七十四条　法第四条第四項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第四条第一項の変更の認定の申請に係る畜舎建築利用計画について法第三条第二項第二号に掲げる事項（規模に係る部分に限る。）又は増築若しくは改築による同項第四号に掲げる事項の変更がない場合

二　法第四条第一項の変更の認定の申請に係る認定畜舎等が建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合している場合

（工事完了届の様式等）

第七十五条　法第六条第一項の規定による届出は、様式第九号による届出書に、次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出することにより行うものとする。

一　特例畜舎等以外の認定畜舎等にあっては、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事の終了時その他都道府県知事が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真

二　代理者によって届出を行う場合にあっては、委任状又はその写し

2　前項の規定による届出は、認定畜舎等の建築等の工事が完了した日から四日以内に都道府県知事に到達するように、しなければならない。ただし、届出をしなかったことについて災害その他の事由によるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（仮使用の認定の申請）

第七十六条　法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとする者（次項において「仮使用認定申請者」という。）は、様式第十号による仮使用認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書その他都道府県知事が必要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
(い)　平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、新築に係る認定畜舎等又は認定畜舎等の部分及び申請に係る仮使用の部分
(ろ)　安全計画書	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要

2　都道府県知事は、法第六条第二項ただし書の規定による認定をしたときは、様式第十一号による仮使用認定通知書に前項の仮使用認定申請書の副本を添えて、仮使用認定申請者に通知するものとする。

（基準時）

第七十七条　この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四条第一号、第六条、第二十四条、第二十六条第五号若しくは第六号、第二十八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとする。）に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。

（構造等に変更を及ぼす行為）

第七十八条　法第八条第二項第二号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　大規模の修繕

二　大規模の模様替